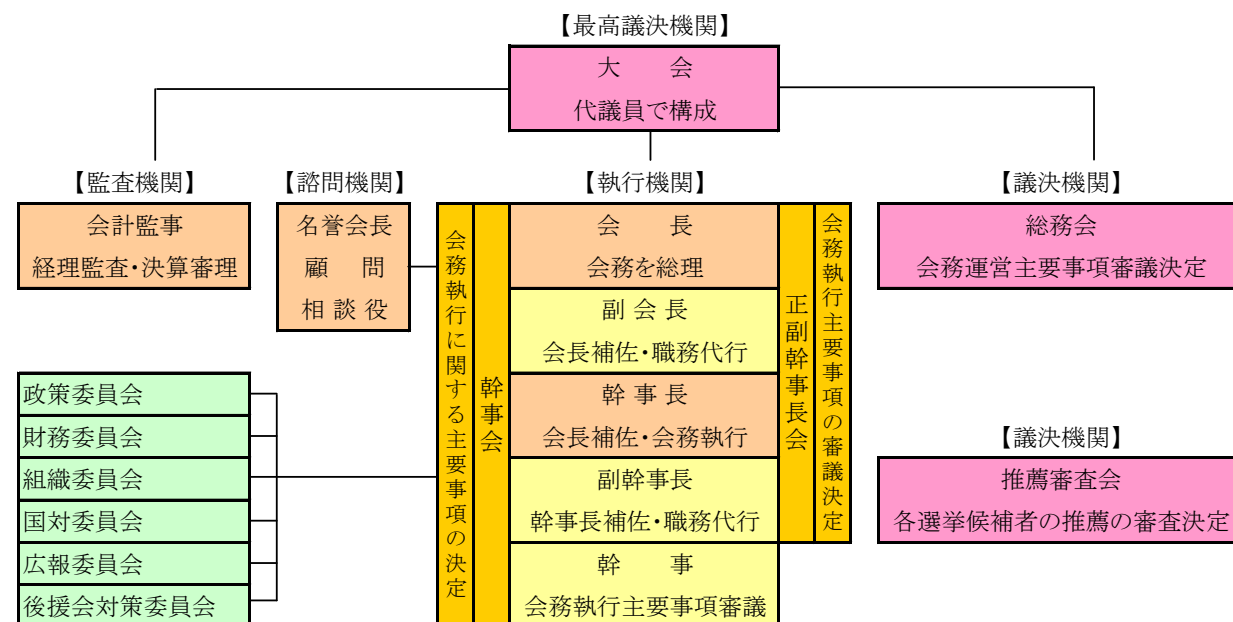
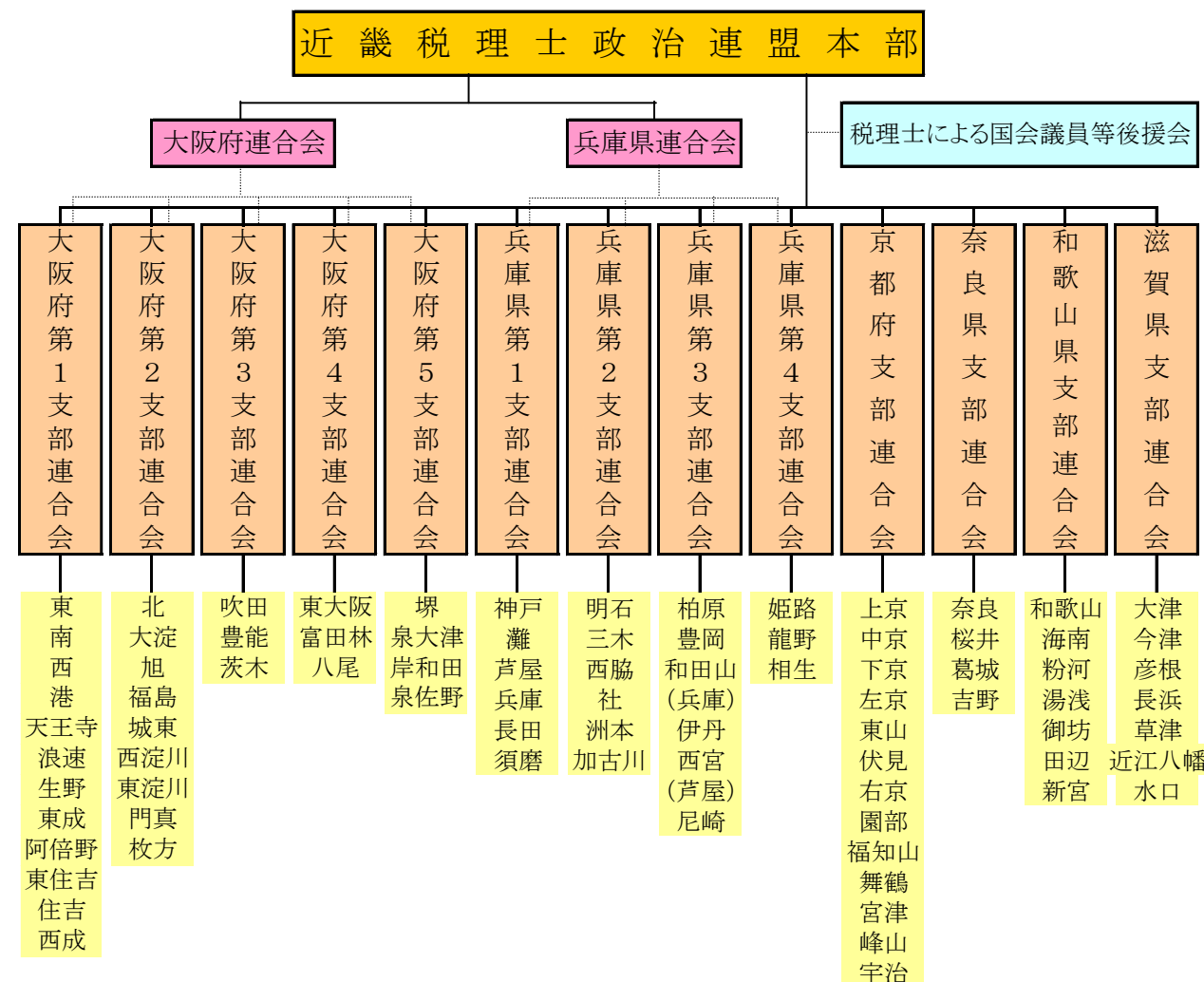


【近畿税理士政治連盟の組織・機構】

本部機構図



支部連・支部・府県連 組織図



近畿税政連のしおり

税理士の社会的地位の向上と
税理士制度の発展をめざして



最新情報はホームページにアクセス！

近税政

検 索

近 畿 税 理 士 政 治 連 盟

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号

近畿税理士会館5階

電 話 (06) 6944-9040

FAX (06) 6944-9050

URL <http://www.kinzeisei.jp/>

MAIL info@kinzeisei.jp

I 税政連はなぜ必要か

税理士会は税理士法により建議権が認められています。この建議権に基づいて税理士会は税制改正等の要望を行います。しかし、これら税理士会の要望には、政治活動を抜きに実現し得ないものが多数あります。ところが、税理士会は特別法人であり政治活動を行うには制限があるため、税政連がその活動を受け持ち、要望実現を目指しているのです。両者は車の両輪の関係にあります。つまり税政連は、税理士会の要望実現のために存在する政治団体です。

II 近畿税政連の会員は

あなたも近畿税政連の会員です。近畿税政連は、税理士会の要望を実現するために政治活動を行うのであり、その恩恵は全ての税理士会員が享受することから、近畿税理士会に入会している税理士は、その資格において会員となります。

III 近畿税政連の活動は

近畿税政連は、税制改正要望の実現や税理士制度に関する重要な課題の解決のため、日本税理士政治連盟（日税政）と協力して政治活動をしています。法律は国会議員や権限のある行政機関が草案を作成し、国会において決定していきます。そのため、税理士会の意見が法律に取り入れられるように政党や国会議員等に対して陳情活動を行うとともに、その活動の成果を得るために、理解のある国会議員等に対しては、選挙の際に推薦し選挙支援活動を行います。また税理士による後援会を結成し日頃から支援をしています。

近畿税理士政治連盟規約（抜粋）

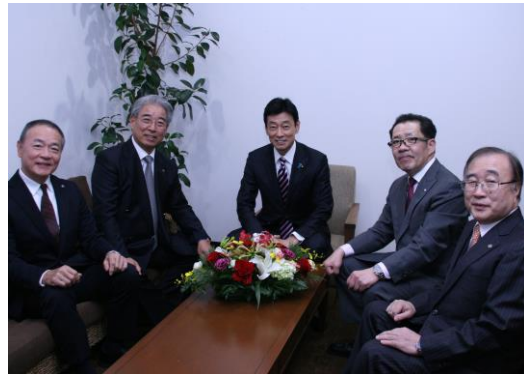
- （目的）
第3条 本連盟は近畿税理士会の方針に副い税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。
- （事業）
第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
（1）税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
（2）政府、政党及び国会議員等に対する陳情・請願等の政治活動
（3）公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
（4）会員に対する研修及び情報の提供並びに機関紙の発行
（5）前各号のほか、本連盟の目的達成に必要な事業
- （加入）
第6条 近畿税理士会に入会している税理士会員は、その資格において会員となる。

税理士法（抜粋）

- （税理士の使命）
第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。
- （建議権）
第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。



高市早苗経済安全保障担当大臣と懇談



西村康稔経済産業大臣と懇談

IV 税政連活動の成果と取り組みは

- （1）税理士制度と職域に関する成果
（イ）地方公共団体の外部監査人制度の担い手として、税理士が明記された
（ロ）税理士法人制度の創設、税務訴訟に関し裁判所において補佐人となる制度の創設
（ハ）現物出資の際の検査役の証明に変えて、その証明が出来るようになった
（二）会計参与の制度の創設とその資格者に税理士が明記された
（ホ）登録政治資金監査人の資格者として税理士が明記された
（ヘ）経済産業省の認定支援機関制度の担い手として、税理士が明記された
（ト）政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができる者に、所要の資格業務期間等を満たす税理士が追加された
- （2）令和4年度税制改正に関する成果
（イ）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
（ロ）交際費等の損金不算入制度の見直し
（ハ）財産債務調書の提出期限等の見直し
（二）法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長
- （3）税理士法改正への取り組み
令和4年3月22日、参議院本会議において、税理士法改正法案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決成立しました。平成26年の前回法改正から8年が経過し、更なる税理士制度の維持発展のため税理士法改正に関する検討を進め、税政連は税理士会と連携しながら、関係議員への対応を行い、その成果が、税理士の業務の電子化推進、税理士試験の受験資格要件の緩和等の法改正として結実しました。税政連は、更なる税理士制度の維持発展のため、税理士会と連携し与野党の税理士制度に関する議員連盟等を通じ関係国会議員に訴える等、税理士会・税政連の協力体制で対応を進めています。

V 近畿税政連の財政は

税政連の活動を行っていくためには資金が必要です。
税政連の財政については、収入は会員からの会費と寄付によって賄われ、支出は近畿税政連の活動費と支部連合会への交付金、日税政への分担金が主な項目となっています。
近畿税政連と日税政の活動の成果は、近畿税理士会会員のすべてが等しく享受することとなります。税理士をめぐる問題が山積しており、ますます税政連の役割は重要になっています。会員各位には引き続き会費の納入にご理解とご協力をお願いします。
（「政治資金規正法第22条の5」により、外国籍の会員の方からは会費・寄付を頂くことが出来ません）

